犯罪収益移転防止法 本人確認 ハンドブック



日本行政書士会連合会

目 次

\Diamond	犯罪	収益和	多転り	方止法	ガィ	イド	ラ	イン	一村	全言	寸牛	寺另	IJġ	Ę Į	1	会	ħ,	5	0) >		<i>y</i> .	t	_	- 1	1		
\Diamond	概要							٠.													٠						(1)) 5
\Diamond	用語	解説																									(5)) ;
第	1章	犯罪	収益	移転	方止	法0	り根	要																				1 🔅
	1.犯罪 2.犯罪						10.11																				- 9	-
第	2章	犯罪	収益	移転	方止	法	こお	らけ	る	行	政	書	±:	0	義	矜	ς.	٠										4 ;;
	1.行动 2.本。 3.本。 4.取引	人確認 人確認	·・・ 記録σ	· · · · ·	 及び1	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		· · ·	 																			7 \$ 0 \$
第	3章	行政	書士	にと	って	のほ	尾務	対	応	Q	&	A														21	. 12	2 🤃
\Diamond	参考	資料																										
		集 確認記																										
	犯罪	仅益移	転防止	上法ガ	イド	ライ	ン	寅 計	持	别	委	員会	12	5 領	ž.								٠				. 32	2 🤃



犯罪収益移転防止法ガイドライン 検討特別委員会からのメッセージ

「犯罪による収益の移転防止に関する法律」(以下、「犯罪収益移転防止法」という。)は、 平成19年3月31日に公布、同年4月1日にその一部が施行され、その後、施行日政令、 施行規則が公布されたことを受けて平成20年3月1日に全面施行されています。

犯罪収益移転防止法の全面施行により行政書士(行政書士法人を含む、以下同じ。)も特定事業者と規定され、行政書士が行う一定の業務について、顧客(依頼者)の本人確認、本人確認記録の作成・保存、取引記録等の作成・保存の義務を負うこととなりました。日本行政書士会連合会(以下、「日行連」という。)は、全面施行と同時に日行連ホームページに警察庁の「犯罪収益移転防止法の概要」(平成20年2月)等の資料を掲載し、周知を図って参りました。

その後、日行連としての解説資料を作成、配付して欲しいとの意見が多くの単位会及び 単位会会員から寄せられました。そこで、平成 20 年 7 月の理事会において「犯罪収益移 転防止法ガイドライン検討特別委員会」を設置し、検討を行い、今般この『本人確認ハン ドブック』をまとめ、配付するものです。

なお、ここでは犯罪収益移転防止法に基づく行政書士の責務についてのみ解説をしておりますが、行政書士法第1条の2、第1条の3及び第13条の6に基づく全ての行政書士業務について専門家責任に基づく本人確認が必要であることはいうまでもありません。

今回のハンドブックは、現行の犯罪収益移転防止法に基づく行政書士の責務について出来る限りわかり易く解説をしました。是非参考にしていただき、法律の正確な理解のもとに、それぞれの行政書士が特定取引に係る本人確認、本人確認記録の作成・保存、取引記録等の作成・保存の義務を確実に履行されるようお願いするものです。

【法令遵守(コンプライアンス)について】

法令遵守 (コンプライアンス) は、時代の趨勢です。

法令に違反すると、損害賠償責任を負い、行政処分が下され、刑事責任が問われる場合もあります。また、法令違反が公になると、顧客や一般社会から信用を失います。逆に公になるのを嫌って隠蔽をしても、現在の情報化社会では必ず問題となり、事務所経営そのものが継続の危機に陥ることさえあります。犯罪収益移転防止法で行政書士に義務づけられている責務をきちんと理解して誠実に且つ適正に業務を行うことが求められています。

平成 20 年 12 月

日本行政書士会連合会 犯罪収益移転防止法ガイドライン検討特別委員会

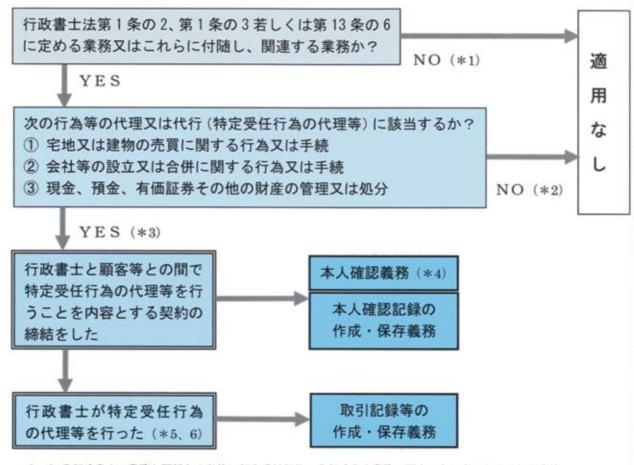
行政書士の義務

行政書士は、

- I 顧客等と特定取引(宅地・建物の売買契約書の作成、 会社等の設立若しくは合併等に関する行為若しくは 手続又は200万円を超える財産の管理若しくは処分に ついての代理又は代行を行うことを内容とする契約 の締結)を行う場合には、「本人確認」を行い、かつ 「本人確認記録」を作成し、
- これらの行為の代理等を行ったときは「取引記録等」を作成して、
- Ⅲ 「本人確認記録」及び「取引記録等」を7年間保存しなければなりません。
 - ※「顧客等」、「特定業務」、「特定取引」等の詳細については、本文解説を お読みください。



犯罪収益移転防止法における 行政書士の義務のフロー図



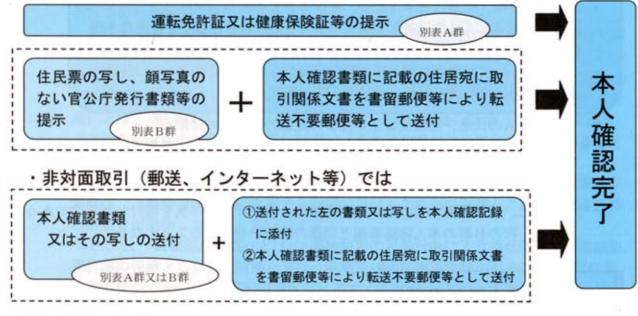
- (*1) ○行政書士の業務と関係なく私的に行う受任行為 ○行政書士業務の顧客でない者のために行う業務
- (*2) 政令により除外されている業務:○税金等の納付手続の代行 ○成年後見人等が職務として行う財産の管理又 は処分
- (*3) 特定受任行為の代理等に該当する業務の例: ○宅地・建物の売買契約書を代理人として作成する場合 ○会社定 款の代理作成
- (*4) 次の取引の場合には本人確認の対象から除外される。
 - ○価額が 200 万円以下の財産の管理又は処分に係る特定受任行為の代理等を行うことを内容する契約の締結○本人確認済みの顧客等との特定受任行為の代理等を行うことを内容する契約の締結○国又は地方公共団体を顧客等とする一定の取引○破産管財人又はこれに準ずる者が法令上の権限に基づき
 - ○国文は地方公共団体を顧各等とする一定の取引 做座官財人又はこれに準する者が法令上の権限に基づさ 行う一定の取引
- (*5) 次の特定受任行為の代理等の場合には取引記録等を作成する必要はない。
 ○財産の管理又は処分に係る特定受任行為の代理等のうち当該財産の価額が200万円以下のもの ○任意後見人の事務として行う特定受任行為の代理等
- (*6) 特定受任行為の代理等を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約に基づく取引のうち、なりすまし等が疑われる取引に該当する場合には、本人確認を改めて行うことになる。

本人確認の主な方法

○ 自然人の場合

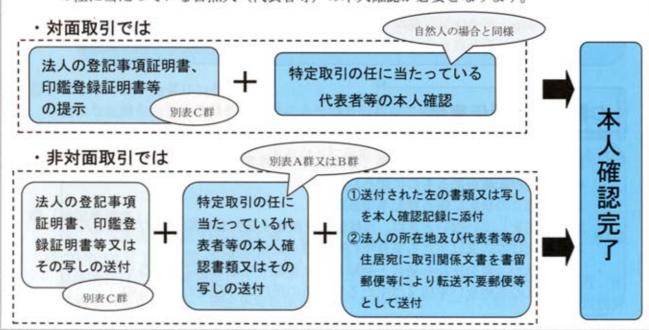
顧客の氏名、住居及び生年月日の確認を行います。顧客が代理人を立てて契約を締結 する場合には、実際に取引を行っている代理人の本人確認も併せて必要となります。

・対面取引では



○ 法人の場合

法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の確認を行います。併せて、特定取引 の任に当たっている自然人(代表者等)の本人確認が必要となります。



(別表)本人確認書類

A群 自然人関係書類

- ・ 特定取引を行う事業者との取引に使用している印鑑に係る印鑑登録証明書
- 各種健康保険証、国民年金手帳(*)
- · 母子健康手帳、児童扶養手当証書、身体障害者手帳等(*)
- ・ 運転免許証若しくは住民基本台帳カード (*) 又は旅券若しくは乗員手帳
- · 外国人登録証明書(*)
- ・ 上記のほか、宅地建物取引主任者証など官公庁発行書類等で氏名、住居 及び生年月日の記載があり、当該官公庁が顔写真を貼付したもの(**)
- (*) 当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載のあるものに限る。
- (**) 自然人たる顧客の代理人である代表者等が、当該顧客本人の本人確認書類及び当該代表者等の本人確認書類を提示する場合、当該顧客本人の本人確認書類が当該顧客以外の者にも発行・発給されるなど一を限り発行・発給されるものでないときには、当該顧客本人の本人確認書類は、官公庁が顔写真を貼付したものであっても、次のB群の本人確認書類と同様の取扱いを受けることとなる。

B群 自然人関係書類

- A群以外の印鑑登録証明書
- 戸籍謄本・抄本、住民票の写し、住民票記載事項証明書
- 外国人登録原票の写し、外国人登録原票の記載事項証明書
- ・ 上記のほか、官公庁発行書類等で氏名、住居及び生年月日の記載があり、 当該官公庁が顔写真を貼付していないもの

C群 法人関係書類

- 法人についての印鑑登録証明書(当該法人の名称及び本店又は主たる事務所 の所在地の記載があるものに限る)
- 法人の設立の登記に係る登記事項証明書
- 設立登記をしていないときは、当該法人を所轄する行政機関の長の当該法人 の名称及び本店又は主たる事務所の所在地を証する書類
- 上記のほか、官公庁から発行・発給された書類その他これに類するもので、 当該法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載のあるもの

用語解説

◎「犯罪による収益」

組織的犯罪処罰法第2条第4項に規定する犯罪収益等又は麻薬特例法第2条第5項 に規定する薬物犯罪収益等をいいます(法第2条第1項)。

① 組織的犯罪処罰法第2条第4項に規定する「犯罪収益等」とは同法にいう「犯罪収益」、「犯罪収益に由来する財産」又は「これらの財産とこれらの財産以外の財産とが混和した財産」をいいます。

そして、「犯罪収益」とは、財産上の不正な利益を得る目的で犯した組織的殺人罪等の一定の罪の犯罪行為より生じ、若しくは当該犯罪行為により得た財産若しくは当該犯罪行為の報酬として得た財産又は覚せい剤取締法違反の罪等の一定の犯罪行為に要するものとして情を知って提供された資金等をいい、「犯罪収益に由来する財産」とは、「犯罪収益の果実として得た財産」、「犯罪収益の対価として得た財産」、「犯罪収益の対価として得た財産」、「これらの財産の対価として得た財産」、「その他犯罪収益の保有又は処分に基づき得た財産」をいいます。

② 麻薬特例法第2条第5項に規定する「薬物犯罪収益等」とは同法にいう「薬物犯罪収益」、「薬物犯罪収益に由来する財産」又は「これらの財産とこれらの財産以外の財産とが混和した財産」をいいます。

そして、「薬物犯罪収益」とは、「薬物犯罪の犯罪行為により得た財産」、「当該犯罪行為の報酬として得た財産」又は「麻薬及び向精神薬取締法第68条等一定の罪に係る資金」をいい、「薬物犯罪収益に由来する財産」とは、「薬物犯罪収益の果実として得た財産」、「薬物犯罪収益の対価として得た財産」、「これらの財産の対価として得た財産」、「その他薬物犯罪収益の保有又は処分に基づき得た財産」をいいます。

③ なお、「組織的犯罪処罰法」の正式名称は「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」、又「麻薬特例法」の正式名称は「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律」です。

◎「マネー・ローンダリング」

違法な起源を偽装する目的で犯罪により得た収益を処理することをいいます。たとえば、犯罪行為で得た資金を正当な取引で得た資金のように見せかける行為や、口座を転々とさせたり、金融商品や不動産、宝石などに形態を変えてその出所を隠したりする行為が、これに該当します。

◎「特定事業者」

法による義務の全部又は一部を負う者として、法第2条第2項に規定されている者(平成20年12月1日現在45事業者)をいいます。

具体的には、金融機関等、ファイナンスリース事業者、クレジットカード事業者、宅 地建物取引業者、宝石・貴金属等取扱事業者、郵便物受取サービス業者、電話受付代行 業者が、そして士業者としては、行政書士のほか、弁護士、司法書士、公認会計士及び 税理士が掲げられています。

◎「特定取引」

法第4条第1項に掲げられている表の、上欄の特定事業者の区分に応じ、中欄に定める業務(これを特定業務といいます。)のうち、下欄に定める取引をいいます。

行政書士についていえば、表の中欄に定められている特定業務、すなわち、行政書士 法第1条の2、第1条の3若しくは第13条の6に定める業務又はこれらに付随し、若 しくは関連する業務で、特定受任行為の代理等に係るもののうち、下欄に定められてい る特定受任行為の代理等を行うことを内容とする契約の締結その他政令で定める取引が 特定取引に該当します。

そして、「特定受任行為の代理等」とは、顧客のためにする次に掲げる行為又は手続 (政令で定めるものを除く。) についての代理又は代行をいうとされています。

- ①宅地又は建物の売買に関する行為又は手続
- ②会社の設立又は合併に関する行為又は手続その他の政令で定める会社の組織、運営 又は管理に関する行為又は手続(会社以外の法人、組合又は信託であって政令で定 めるものに係るこれらに相当するものとして政令で定める行為又は手続を含む。)
- ③現金、預金、有価証券その他の財産の管理又は処分(前記①又は②に該当するものを除く。)

◎「顧客等」

顧客又はこれに準ずる者として政令で定める者をいい(法第4条第1項)、政令により、信託の受益者が定められています(法施行令第5条)。

◎「みなし顧客」

顧客等が国、地方公共団体、人格のない社団又は財団その他の政令で定めるものである場合には、当該顧客等のために特定事業者との間で現に特定取引の任に当たっている自然人を顧客等とみなすこととされています(法第4条第3項)が、その場合の自然人をいいます。

◎「代表者等」

会社の代表者が当該会社のために特定事業者との間で特定取引を行うときその他の当該特定事業者との間で現に特定取引の任に当たっている自然人が顧客等本人と異なるときの、当該特定取引の任に当たっている自然人をいいます(法第4条第2項)。



第1章 犯罪収益移転防止法の概要

1. 犯罪収益移転防止法制定の経緯

マネー・ローンダリングとは、犯罪により得た収益について、その出所を隠し、あたかも正当な取引で得た資金であるかのように見せかけることをいいます。マネー・ローンダリングは放置されれば、違法な行為によって得られたお金と、合法的に得られたお金との区別がつかなくなります。犯罪者が自由に使える資金を手にして新たな犯罪を生み出すという悪循環が生じるとともに、健全な経済活動に重大な影響を与えます。すでに発生した事件の捜査が難しくなり、犯罪により得た収益を没収、追徴してはく奪することや、犯罪被害の回復も困難になってしまいます。

また、現代社会はテロのおそれにさらされています。テロには大きな資金が必要です。 テロ資金は、正常な商取引を装ったり、架空の名義を利用した取引を行うなどによって、 支援者からテロリストに渡ります (テロ資金供与)。テロ行為の実行後、支援者を追跡でき ないように、資金の出所を隠すための取引が行われることもあります。このように、テロ 資金供与はお金の流れを隠す点でマネー・ローンダリングと共通しています。

マネー・ローンダリングの形態は、金融機関等による本人確認等の強化に伴い、それ以外の不動産売買などを利用したり、弁護士に資金の保管を依頼するなど、手口の複雑化・巧妙化が見られています。

また、国際的にも同様の傾向が見られ、マネー・ローンダリング及びテロ資金対策の国際基準ともいうべきFATF勧告においても、本人確認等の措置を講ずべき事業者の範囲を金融機関以外に拡大することが各国に求められています。

犯罪収益移転防止法は、このような犯罪による収益の移転をめぐる内外の動向に対応するため、本人確認、本人確認記録・取引記録等の作成・保存及び疑わしい取引の届出が義務づけられる事業者の範囲を、従来の金融機関等から、ファイナンスリース事業者、クレジットカード事業者、宅地建物取引業者、宝石・貴金属等取扱事業者、郵便物受取サービス業者、電話受付代行業者、(疑わしい取引の届出を除き)司法書士などの法律・会計の専門家に拡大することなどを主な内容として平成19年3月に制定されました(行政書士に対する規制の施行日は平成20年3月1日)。



2. 犯罪収益移転防止法の概要

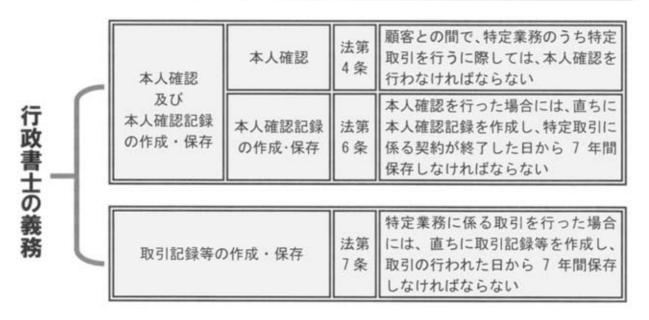
目的(法第1条関係)

犯罪収益移転防止は、犯罪による収益が組織的な犯罪を助長するために使用されるとと もに、犯罪による収益が移転して事業活動に用いられることにより健全な経済活動に重大 な悪影響を与えること、及び犯罪による収益の移転がそのはく奪や被害の回復に充てるこ とを困難にするものであることから、犯罪による収益の移転の防止を図り、国民生活の安 全と平穏を確保するとともに、経済活動の健全な発展に寄与することを目的としています (法第1条参照)。

法の対象となる事業者(法第2条第2項関係)

犯罪収益移転防止法は、金融機関等、宅地建物取引業者、宝石・貴金属取扱事業者をはじめ、行政書士、弁護士、司法書士、税理士、公認会計士の5士業(これらの法人を含む。以下同じ。)など45の事業者(平成20年12月1日現在)を「特定事業者」と規定し(法第2条第2項)、弁護士を除き本人確認等を義務づけています(法第4条、法第6条、法第7条)。弁護士による本人確認等については、犯罪収益移転防止法に定める司法書士等の例に準じて、日本弁護士連合会の会則で定めることとされています(法第8条)。

行政書士の義務(法第4条、法第6条、法第7条関係)



特定事業者は、本人確認、本人確認記録の作成・保存、取引記録等の作成・保存の義務 を負います(法第4条、法第6条、法第7条)。さらに5士業を除く特定事業者には、疑 わしい取引の届出義務があります(法第9条)。

行政庁による監督 (法第13条から法第16条まで関係)

法第 13 条報告又は資料提出の要求法第 14 条立入検査法第 15 条指導、助言及び勧告法第 16 条是正命令

特定事業者(行政書士等)を所管する行政庁(行政書士の場合は、都道府県知事)は、 その者が行う特定業務に関して報告また資料の提出を求めること等ができます(法第 13 条から法第 16 条)。国家公安委員会は、命令を行うべき旨又は業務の停止その他の処分を 行うべき旨の意見を述べるため、都道府県警察に必要な調査を行うことを指示できること となっています(法第 17 条第 2 項)。この警察が行う立入検査等は、行政庁による監督措置を補完することを旨とするものであるとされています。

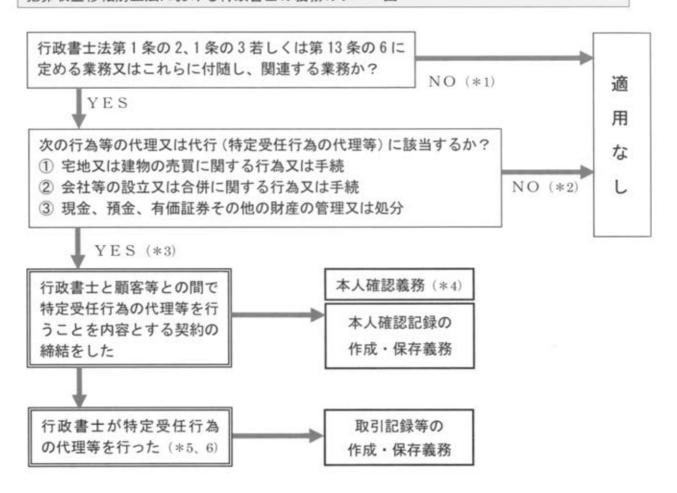
罰則 (法第23条、法第24条及び法第27条関係)

罰則規定	犯罪行為等	罰則
法第 23 条	是正命令違反 (法第 16 条関係)	2年以下の懲役若しくは 300万円以下の罰金 又は併科
法第 24 条	虚偽報告等 (法第13条又は 第17条第2項関係) 検査忌避等 (法第14条第1項又は 法第17条第3項関係)	1年以下の懲役若しくは 300万円以下の罰金 又は併科
	法第14条第1項若しくは法第 17条第3項違反	1年以下の懲役若しくは 300万円以下の罰金 又は併科
法第 27 条	法人に対する罰則 (是正命令違反関係)	3億円以下の罰金
広界 21 宋	法人に対する罰則 (虚偽報告、検査忌避等関係)	2億円以下の罰金

行政庁の監督規定等に違反した場合は、懲役若しくは罰金又はその併科が科されること となります(法第23条、法第24条、法第27条)。

第2章 犯罪収益移転防止法における 行政書士の義務

犯罪収益移転防止法における行政書士の義務のフロ一図



- (*1) ○行政書士の業務と関係なく私的に行う受任行為 ○行政書士業務の顧客でない者のために行う業務
- (*2) 政令により除外されている業務:○税金等の納付手続の代行 ○成年後見人等が職務として行う財産の管理又は処分
- (*3) 特定受任行為の代理等に該当する業務の例: ○宅地·建物の売買契約書を代理人として作成する場合 ○会社定款の代理作成
- (*4) 次の取引の場合には本人確認の対象から除外される。
 - ○価額が200万円以下の財産の管理又は処分に係る特定受任行為の代理等を行うことを内容する契約の締結 ○本人確認済みの顧客等との特定受任行為の代理等を行うことを内容する契約の締結 ○任意後見契約の締結 ○国又は地方公共団体を顧客等とする一定の取引 ○破産管財人又はこれに準ずる者が法令上の権限に基づき行う一定の取引
- (*5) 次の特定受任行為の代理等の場合には取引記録等を作成する必要はない。
 - ○財産の管理又は処分に係る特定受任行為の代理等のうち当該財産の価額が200万円以下のもの ○任意後見人の事務として 行う特定受任行為の代理等
- (*6) 特定受任行為の代理等を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約に基づく取引のうち、なりすまし等が疑われる取引 に該当する場合には、本人確認を改めて行うことになる。

1. 行政書士の特定業務

行政書士の特定業務 (法第4条)

犯罪収益移転防止法の義務の対象となる業務を「特定業務」といい、行政書士の「特定 業務」とは、行政書士法第1条の2、第1条の3若しくは第13条の6に定める業務又は これらに付随し、若しくは関連する業務のうち、顧客等のために行う以下のいずれかの行 為の代理または代行(以下、「特定受任行為の代理等」という。)に係るものに限定されて います。

また、特定事業者が顧客等と行う全ての取引について本人確認が必要となるのではなく、 特定業務のうち一定の取引(「特定取引」)を行うに際して本人確認を行うことが必要とな ります。

(1) 宅地又は建物の売買に関する行為又は手続

「宅地」とは、宅地建物取引業法第2条第1項に規定する土地を指します。 業務としては、行政書士法第1条の2により売買契約書を作成する場合や、同法第 1条の3に基づいて売買契約書の代理作成をする場合が該当します。

- (2)会社の設立又は合併に関する行為又は手続その他の政令で定める会社の組織、運営 又は管理に関する行為又は手続(会社以外の法人、組合又は信託であって政令で定 めるものに係るこれらに相当するものとして政令で定める行為又は手続を含む。法 施行令第9条第2項各号)
 - ① 次の業務で定款又は議事録を作成し、手続を行うことが該当します。

株式会社	設立、組織変更、合併、会社分割、株式交換又は株式移転、定款の変更 取締役若しくは執行役の選任又は代表取締役若しくは代表執行役の選定
持分会社	設立、組織変更、合併又は合同会社の会社分割、定款の変更 業務執行社員又は代表社員の選任

② 「会社以外の法人等」、「政令で定める行為又は手続」の具体例は次のとおりです。

「会社以外の法人等」 (法施行令第9条第3項)	特定非営利活動法人、民法組合、一般社団法人、一般財団法人、匿名組合、有限責任事業組合 等
「政令で定める行為又は手続」 (同第4項) ※法人、組合、信託によって異なる	設立、定款の変更、執行役員・理事・取締役の選任、 組合契約の締結又は変更 等

(3) 現金、預金、有価証券その他の財産の管理又は処分((1)、(2)に該当するものを 除く)

顧客(依頼者)等の相続財産を管理する場合等が該当します。

行政書士の特定業務から除かれるもの (法施行令第9条第1項各号)

- 1 租税若しくは罰金、科料、追徴に係る金銭若しくは保釈に係る保証金又は過料の納付
- 2 成年後見人等、法律の規定により裁判所又は主務官庁から選任された者が職務として 行う他人の財産の管理又は処分
 - cf. 次の取引の場合には本人確認の対象から除外される。
 - ① 価額が 200 万円以下の財産の管理又は処分に係る特定受任行為の代理等を行うことを内容とする契約の締結(法施行令第10条第1号)
 - ② 本人確認済み (顧客等について既に本人確認を終え、本人確認記録を保存している) の顧客等との特定受任行為の代理等を行うことを内容とする契約の締結 (法施行令第10条第1号)
 - ③ 任意後見契約の締結(法施行令第10条第1号、法施行規則第6条第2項第1号)
 - ④ 国又は地方公共団体を顧客等とする一定の取引(法施行令第10条第1号、法施行規則第6条第2項第2号、同条第1項第12号イ)
 - ⑤ 破産管財人又はこれに準ずる者が法令上の権限に基づき行う一定の取引(法施行令 第10条第1号、法施行規則第6条第2項第2号、同条第1項第12号ロ)
 - cf. また、次の特定受任行為の代理等の場合には取引記録等を作成する必要はない。
 - ① 財産の管理又は処分に係る特定受任行為の代理等のうち当該財産の価額が 200 万円以下のもの (法施行令第13条第2項第1号)
 - ② 任意後見人の事務として行う特定受任行為の代理等(法施行令第13条第2項第2号、法施行規則第12条第2項)

行政書士法第1条の2、第1条の3若しくは第13条の6に定める業務又はこれらに付随し、若しくは関連する業務のうち、顧客のためにする

- ① 宅地又は建物の売買に関する行為又は手続
- ② 会社の設立又は合併に関する行為又は手続その他の政令で定める会社の 組織、運営又は管理に関する行為又は手続 (会社以外の法人、組合又は信託であって政令で定めるものに係るこれら に相当するものとして政令で定める行為又は手続を含む。)
- ③ 現金、預金、有価証券その他の財産の管理又は処分 についての代理又は代行(以下「特定受任行為の代理等」という。)に係る もの



行政書士の

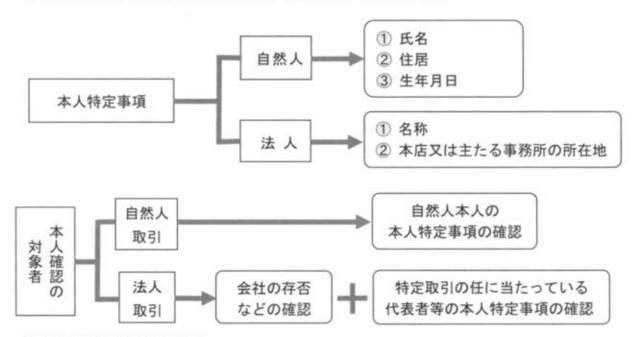
特定業務

行政書士の 特定取引 特定業務のうち、特定受任行為の代理等を行うことを内容とする契約の締結 その他政令で定める取引

2. 本人確認

本人確認とは

本人確認とは、本人特定事項を確認することです(法第4条)。



(1) 顧客等が自然人の場合

行政書士は、自然人たる顧客等との間で特定取引(特定受任行為の代理等の契約)を行う際には、運転免許証の提示を受けるなど主務省令(法施行規則)で定める方法により、当該自然人たる顧客等の本人特定事項(氏名、住居及び生年月日)の確認を行わなければなりません(法第4条第1項)。

顧客等が代理人を立てて契約を締結する場合には、自然人たる顧客等の本人確認 に加え、当該代理人の本人確認も併せて必要となります(同条第2項)。

(2) 顧客等が法人の場合

顧客等が法人である場合には、当該法人の設立の登記に係る登記事項証明書の提示を受けるなどの方法により、当該法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の確認を行います(法第4条1項)。

現に行政書士との間で特定取引の任に当たっている者が代表者、担当者(役員、従業員等)又は代理人である場合には、法人の存否確認に加えて、当該代表者等について(1)の方法で本人確認を行います(同条第2項)。

(3) みなし顧客等の場合

顧客等が国、地方公共団体、人格のない社団又は財団その他の政令で定めるものである場合、当該顧客等のために現に行政書士との間で特定取引の任に当たっている自然人を顧客等とみなして(1)の方法で本人確認を行います(法第4条第3項)。

本人確認方法と本人確認書類

	取引の種類	必要な本人確認方法	本人確認書類 の取扱
	対面	別表A群の書類のいずれかの提示を受けた場合 ⇒ その場で確認	保管不要
白	取引	別表B群の書類のいずれかの提示を受けた場合 ⇒①その場で確認するとともに、②書類に記載の住居宛に取引関 係文書(委任状等)を書留郵便等により転送不要郵便等として 送付する	保管不要
自然人	非対面取引	郵送・インターネット利用 郵送・インターネットで別表A又はB群の書類のいずれかの送付を 受けた場合 ⇒①書類を確認するとともに、②書類に記載の住居宛に取引関係 文書(委任状等)を書留郵便等により転送不要郵便等として送 付する	本人確認記録の添付書類として保管
		電子証明利用 電子署名法による電子証明書及び電子署名が行われた特定取引に 関する情報の送信を受ける	電磁的記録で作成し 受信した情報を添付 情報として保管
	対面取引	別表C群の書類のいずれかの提示を受けた場合 ⇒①その場で確認するとともに、②特定取引の任に当たっている 代表者等(代表者、担当者(役員、従業員等)又は代理人)に ついて運転免許証の提示を受けるなど主務省令で定める方法 によりその者の本人特定事項の確認を行う	保管不要
法人	非対面取引	郵送・インターネットで別表C群の書類のいずれかの送付を受けた場合 ⇒①書類を確認するとともに、②特定取引の任に当たっている代表者等(代表者、担当者(役員、従業員等)又は代理人)について運転免許証の提示を受けるなど主務省令で定める方法によりその者の本人特定事項の確認を行う ③それに加えて、書類に記載の法人の所在地及び代表者等の住居宛に取引関係文書(委任状等)を書留郵便等により転送不要郵便等として送付する	本人確認記録の添付書類として保管
		電子証明利用 商業登記法に基づく電子証明書及び電子署名が行われた特定取引 に関する情報の送信を受ける	電磁的記録で作成し 受信した情報を添付 情報として保管する

≪別表≫ 本人確認書類 (法施行規則第4条)

① 特定取引を行う事業者との取引に使用している印鑑に係る印鑑登録証明書(特 定事業者が提示又は送付を受ける日前6か月以内に作成されたものに限る) ② 国民健康保険・健康保険・船員保険・後期高齢者医療保険・介護保険の被保険 者証、国家又は地方公務員共済組合の組合員証等 ③ 国民年金手帳、児童扶養手当証書、母子健康手帳、身体障害者手帳、精神障害 A群 者保険福祉手帳、療育手帳等 ④ 運転免許証、外国人登録証明書、住民基本台帳カード、旅券 (パスポート) 等 ⑤ 宅地建物取引主任者証など官公庁から発行又は発給された書類その他で、当該 自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があり、かつ当該官公庁が当該自然人 の写真を貼付したもの ⑥ A以外の印鑑登録証明書、外国人登録原票の写し、外国人登録原票の記載事項 B群 証明書、戸籍謄抄本、住民票の写し、住民票の写しの記載事項証明書(特定事 業者が提示又は送付を受ける日前6か月以内に作成されたものに限る) ⑦ 官公庁から発行又は発給された書類その他で、当該自然人の氏名、住居及び生 年月日の記載があり、当該官公庁が当該自然人の写真を貼付していないもの ⑧ 当該法人の設立の登記に係る登記事項証明書、当該法人の名称及び本店又は主 たる事務所の所在地の記載がある印鑑登録証明書(特定事業者が提示又は送付 C群 を受ける日前6か月以内に作成されたものに限る) ⑨ 官公庁から発行又は発給された書類その他で、当該法人の名称及び本店又は主 たる事務所の所在地の記載があるもの

特定事業者が提示又は送付を受ける日において有効なものに限る。

有効期間又は有効期限がないものにあっては、提示又は送付を受ける日前6か月以内に作成されたものに限る。自然人たる顧客の代理人である代表者等が、当該顧客本人の本人確認書類としてA群⑤に当たる書類を提示する場合、その書類が当該顧客以外の者にも発行・発給されるなど一を限り発行・発給されるものでないときには、A群⑤の本人確認書類であってもB群⑦の本人確認書類と同様の取扱いを受けることとなる。

- ※ 顧客等が法人である場合には、法人だけでなく現に行政書士との間で特定取引の任に当たっている 代表取締役等(代表者、担当者(役員、従業員等)又は代理人)についても、顧客等が自然人であ る場合と同様の方法により本人確認をすることを要する。
- ※ 顧客等又は代表者等から提示・送付を受けた本人確認書類に記載されている当該顧客等又は代表者等の住居等が現在のものでないとき又は提示・送付を受けた旅券等に住居の記載がないときは、本人確認書類、納税証明書、公共料金の領収書等(領収目付の押印又は発行年月日の記載のあるもので、その日が行政書士が提示又は送付を受ける目前6月以内のものに限る。)の提示を受け、又は当該書類若しくはその写しの送付を受けて当該書類若しくはその写しを本人確認記録に添付することにより、当該顧客等又は代表者等の現在の住居等を確認することができる(法施行規則第3条第2項)。
- ※ 顧客等又は代表者等が行政書士が特定取引を行う際に本人確認に応じないときは、当該顧客等又は 代表者等がこれに応ずるまでの間、当該特定取引に係る義務の履行を拒むことができる(法第5条)。

3. 本人確認記録の作成及び保存義務

本人確認記録の作成及び保存義務

本人確認を行った場合、直ちに、本人確認事項(氏名、住居、生年月日等)及び本人確認のためにとった措置等の記録事項を「本人確認記録」として文書又は電磁的記録等により作成し、当該本人確認記録を7年間保存しなければならない(法第6条第1項、法施行規則第9条、法施行規則第10条第1項)。

本人確認記録の記録事項(法施行規則第10条第1項)

1	本人確認を行った者の氏名等
2	本人確認記録の作成者の氏名等
	本人確認書類の提示を受けた日付と時刻
3	(当該提示を受けた書類の写しを本人確認記録に添付し、保存する場合は時刻の記載は不要)
4	本人確認書類又はその写しの送付を受けたときは、当該送付を受けた日付
(5)	取引関係文書を送付する方法により本人確認を行ったときは、行政書士が当該文書を送付した日付
(A)	行政書士が顧客等の住居等に赴いて取引関係文書を交付する方法により本人確認を行ったときは、そ
6	の交付を行った日付
7	本人確認を行った取引の種類
(8)	本人確認方法
9	提示を受けた本人確認書類の名称、記号番号等
	提示・送付を受けた本人確認書類の住居等が現在のものではないとき又は旅券等に住居の記載がない
(10)	ときに、一定の追加的な確認方法として現在の住居等の所在地の確認を行ったときは、当該確認の際
	に提示を受けた書類の名称、記号番号等
	法人である願客等の本人確認において、本人確認書類に記載された本店等に代えて、納税証明書、公
	共料金の領収書等に記載された当該顧客等の営業所であると認められる場所に取引関係文書を送付
1	したとき又はみなし顧客等の住居に代えて、納税証明書、公共料金の領収書等に記載された当該顧客
	等の営業所であると認められる場所に取引関係文書を送付したときは、営業所の名称、所在地その他
	の当該場所を特定するに足りる事項及び当該場所の確認の際に提示を受けた書類の名称、記号番号等
(12)	顧客等(みなし顧客等を除く)の本人特定事項
W	・自然人の場合→氏名、住居及び生年月日・法人の場合→名称及び本店又は主たる事務所の所在地
(13)	代表者等による取引のときは、当該代表者等の本人特定事項及び当該代表者と顧客等との関係
	みなし顧客等について本人確認を行ったときは、当該みなし顧客等の本人特定事項、当該国、地方公
14)	共団体等の名称その他の当該国、地方公共団体等を特定するに足りる事項及び当該みなし顧客等と
	国、地方公共団体等との関係
(15)	通称名を用いた取引を行った場合は、その通称名及び当該通称名を用いる理由
(16)	取引記録等を検索するための事項

※以上の事項のうち、本人確認の際に提示を受けた運転免許証等の本人確認書類の写しを添付する方法等により本人確認 記録を作成する場合は、当該本人確認書類の写し等に記載のある事項については、その記録を省略することができる。

4. 取引記録等の作成及び保存義務

取引記録等の作成及び保存義務

特定受任行為の代理等を行った場合は、財産の管理又は処分に係る特定受任行為の代理等のうち当該財産の価額が200万円以下のものその他主務省令で定めるものを除き、直ちに、顧客等の本人確認記録を検索するための事項、当該取引の期日及び内容その他の法施行規則で定める事項に関する記録を文書又は電磁的記録等により作成し、当該取引記録等を7年間保存しなければならない(法第7条第2項、法施行令第13条第2項、法施行規則第14条第1号から第5号まで)。

取引記録等の記録事項 (法施行規則第14条)

- ① 顧客等の本人確認記録を検索するための事項
- ② 特定受任行為の代理等の日付
- ③ 特定受任行為の代理等の種類
 - 特定受任行為の代理等に係る財産の価額
- ④ (当該財産の価額が200万円以下の場合及び任意後見人の事務として行う特定受任行為の代理は、取引記録等の作成対象から除外される)
- 財産の移転を伴う特定受任行為の代理等にあっては、当該特定受任行為の代理等及び当該財産の移転 元又は移転先の名義その他の当該財産移転に係る移転元又は移転先を特定するに足りる事項



第3章 行政書士にとっての実務対応Q&A

1. 目的·定義等

Q1-1. 犯罪収益移転防止法制定の趣旨は何でしょうか?

A: 犯罪収益移転防止法は、マネー・ローンダリング(資金洗浄)及びテロに対する資金 供与を防止することを目的として制定されました。

Q1-2.「特定事業者」とは誰をいうのですか?

A:犯罪収益移転防止法による義務の全部又は一部を負う者として、一定の銀行等、保険会社、金融商品取引業者、貸金業者、両替業者、ファイナンスリース業者、宅地建物取引業者、貴金属等売買業者等及び土業のうち、弁護士(外国法事務弁護士、弁護士法人を含む)、司法書士(司法書士法人を含む)、行政書士(行政書士法人を含む)、公認会計士(外国公認会計士、監査法人を含む)、税理士(税理士法人を含む)の犯罪収益移転防止法第2条第2項に規定されているものをいいます。

Q1-3. 行政書士にとっての「顧客」とは誰を指しますか?

A: 行政書士業務においての委任者、依頼者本人、法人にあっては、その法人ということ になります。なお、人格のない社団等が依頼者の場合には、行政書士との間で現に特 定取引の任に当たっている自然人が「みなし顧客」となります。

Q1-4. 「顧客等」とは何ですか?

A: 顧客及び信託の受益者のことをいいます。ただし、一定の公的な信託は除かれます。

2. 行政書士の義務の対象となる特定業務

Q2-1. 行政書士にとっての「特定業務」とはどんな業務ですか?

- A:行政書士法第1条の2、第1条の3及び第13条の6に定める業務又はこれらに付随・ 関連して行う業務のうち、顧客のためにする次に掲げる行為又は手続についての代 理・代行に係るものをいいます。
 - ① 宅地又は建物の売買に関する行為又は手続
 - ② 会社の設立、組織変更、合併、定款変更、取締役の選任等に関する行為、一般社 団法人、一般財団法人、組合、有限責任事業組合等の設立、合併、定款等の変更、 理事等の選任等、組合契約の締結等に関する行為又は手続等(会社以外の法人、組 合等を含む)
 - ③ 現金、預金、有価証券その他の財産の管理又は処分

Q2-2. 特定事業者である行政書士(行政書士法人を含む。以下同じ。)の特定業務のうち、 「顧客のためにする行為・手続の代理・代行」で、宅地・建物の売買に関しては具体 的にどんな場合が対象となるのでしょうか?

A: 行政書士が代理人として宅地・建物の売買契約書を作成する場合は当然対象となりま す。また代理人となっていなくとも契約書を作成した場合など、事実行為に一定程度 関わっていれば代行とみなされ、対象となる場合があります。

Q2-3. 農地の転用許可申請は特定業務となるのでしょうか。

A: 法では、宅地又は建物の「売買」のみを対象としており、宅地の売買に関するものでない限り、その前段となる農地法の許可申請そのものは特定業務に該当しません。

Q2-4. 犯罪収益移転防止法でいう「宅地」とは何でしょうか?

A:法でいう「宅地」とは、宅地建物取引業法第2条第1号に規定している宅地をいいます。従って、「宅地」とは、建物の敷地に供される土地をいい、市街化区域の用途地域内にあっては道路、公園、河川、広場及び水路を除くすべての土地が宅地となり、市街化調整区域及び無指定区域にあっては、建物の敷地に供される土地だけが宅地ということで登記地目とは関係なく判断されます。

Q2-5. 会社等設立の際の本人確認は代表者だけでもいいのでしょうか?

A:会社等の設立の場合、定款等を作成する発起人等の全員が「顧客等」に該当します。 従って、発起人等全員の本人確認が必要になります。

Q2-6. 行政書士の立場を離れて行う業務は、法の適用を受けますか?

A: 例えば、自身が居住するマンションの管理組合が有する預金の管理、親族の相続財産 の管理等を行政書士の立場を離れて個人的に行う場合には行政書士の業務に付随・関 連して行う場合には当たらないので、法の適用は受けません。また、自身が役員を務 める会社の機関(取締役、監査役等)として行う業務についても、代理・代行ではな いので法の適用はありません。

Q2-7. 法施行以前からの知人、顧客に対しても本人確認が必要でしょうか?

A:単に従前から取引のある顧客である、親族その他の顔見知りであるというだけでは本 人確認済の顧客との取引として扱うことは出来ませんので、法施行後は本法に定める 本人確認、本人確認記録の作成・保存を行う必要があります。

3. 犯罪収益移転防止法上の行政書士の義務

- Q3-1. 宅地・建物の売買契約書を代理人として作成するよう依頼を受けた場合で、依頼 人が顔写真付の証明書を所持していない場合の本人確認はどのようにすればよいの でしょうか?
- A: 行政書士に対する委任状に押捺された印鑑に係る印鑑登録証明書であれば提示を受けることにより本人確認をすることができます。また、健康保険被保険者証など氏名、 住居、生年月日のいずれも記載されたものであれば提示を受けることによって本人確認をすることができます。それ以外にも方法がありますので、本ハンドブックの「本人確認方法と本人確認資料」の項をご確認下さい。
- Q3-2. 本人確認のために提示を受けた各種証明書類は写しを取っておかなければならないのでしょうか?
- A:本人の同意なく写しを取ることは出来ませんし、強制する必要もありません。提示を 受けた際に証明書の番号を記録しておけば足ります。なお、写しを受領し、写しを本 人確認記録に添付すれば、写しに記載されている事項については本人確認記録への記 録を省略することができます。
- Q3-3. 在日外国人が「通称名」を用いて会社の設立や契約の委任をすることはできるのでしょうか?
- A:外国人登録原票記載事項証明書又は外国人登録証明書に通称名の記載がされていれば 通称名による行為ができます。この場合の他の本人確認方法は日本人と同じです。

4. 本人確認及び本人確認記録並びに取引記録等作成の留意事項

Q4-1.「本人確認」とはどのような確認をいいますか?

A:本人特定事項(自然人の場合は、氏名、住居及び生年月日。法人の場合は、名称及び本店又は主たる事務所の所在地)を確認することであり、本人の実在性と本人確認書類に記載されている事項との同一性の確認のことをいいます。

Q4-2. 外国人の本人特定事項はどうなりますか?

A:原則、日本国籍の自然人の本人特定事項と同じ、氏名、住居及び生年月日です。 国内に住居を有しない一定の外国人の場合は、特例がありますが、行政書士業務に関 してはこの特例を考える必要はないものと思われます。

Q4-3. 本人確認は任意の方法により行うことはできますか?

A: 犯罪収益移転防止法に基づく本人確認は、同法の施行規則第3条以下に定められた方法に限定されているので、任意の方法では本人確認をしたことにはなりません。

5. 行政庁による指導、是正命令等

Q5-1. 本人確認記録や取引記録等、本人確認書類はどのような管理が求められているのでしょうか? また、紛失した場合の対応と処罰等はどのようなものでしょうか?

A:本人確認記録、取引記録等は、7年間の保存義務があるので、簿冊に編綴するなどして善管注意義務をもって保管する必要があります。紛失した場合は、保存義務違反となり行政庁からの是正命令を受ける場合もあるので注意が必要です。



法令集(犯罪による収益の移転防止に関する法律・施行令・施行規則抜粋)

The state of the s	The second secon	
法律	施行令	施行規則
		4012121

(目的)

第一条 この法律は、犯罪による収益が組織的な犯罪を助長するために使用されるとともに、これが移転して事業活動に用いられることにより健全な経済活動に重大な悪影響を与えるものであること、及び犯罪による収益の移転が没収、追徴その他の手続によりこれをはく奪し、又は犯罪による被害の回復に充てることを困難にするものであることから、犯罪による収益の移転を防止すること(以下「犯罪による収益の移転防止」という。)が極めて重要であることにかんがみ、特定事業者による顧客等の本人確認、取引記録等の保存、疑わしい取引の届出等の措置を講ずることにより、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第百三十六号。以下「組織的犯罪処罰法」という。)及び国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法などの特例等に関する法律(平成三年法律第九十四号。以下「麻薬特例法」という。)による措置と相まって、犯罪による収益の移転防止を図り、併せてテロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約等の的確な実施を確保し、もって国民生活の安全と平穏を確保するとともに、経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第二条 この法律において「犯罪による収益」とは、組織的犯罪処罰法第二条第四項に規定する犯罪収益等又は麻薬特例法第二条第五項に規定する薬物犯罪収益等をいう。
- 2 この法律に置いて「特定事業者」とは、次に掲げるものをいう。
 - 一~四十 省略
 - 四十一 行政書士又は行政書士法人
 - 四十二~四十三 省略

(本人確認義務等)

第四条 特定事業者 (第二条第二項第三十九号に掲げる特定事業者 (第八条において「弁護士等」という。)を除く。以下同じ。)は、顧客 (同項第三十五号に掲げる特定事業者にあっては、利用者たる顧客。以下同じ。)又はこれに準ずる者として政令で定める者 (以下「顧客等」という。)との間で、次の表の上欄に掲げる特定事業者の区分に応じそれぞれ同表の中欄に定める業務 (以下「特定業務」という。)のうち同表の下欄に定める取引 (以下「特定取引」という。)を行うに際しては、運転免許証の提示を受ける方法その他の主務省令で定める方法により、当該顧客等について、本人特定事項 (当該顧客等が自然人である場合にあっては氏名、住居 (本邦内に住居を有しない外国人で政令で定めるものにあっては、主務省令で定める事項)及び生年月日をいい、当該顧客等が法人である場合にあっては名称及び本店又は主たる事務所の所在地をいう。以下同じ。)の確認 (以下「本人確認」という。)を行わなければならない。

特定事業者	特定業務	特定取引
第二条第二項四十一号に掲げる	行政書士法(昭和二十六年法律	特定受任行為の代理等を行うこ
者	第四号)第一条の二、第一条の	とを内容とする契約の締結その
(行政書士又は行政書士法人)	三若しくは第十三条の六に定め	他の政令で定める取引

る業務又はこれらに付随し、若 しくは関連する業務のうち、特 定受任行為の代理等に係るもの

- 2 特定事業者は、顧客等の本人確認を行う場合において、会社の代表者が当該会社のために当該特定 事業者との間で特定取引を行うときその他の当該特定事業者との間で現に特定取引の任に当たって いる自然人が当該顧客等と異なるとき(次項に規定する場合を除く。)は、当該顧客等の本人確認に 加え、当該特定取引の任に当たっている自然人(以下「代表者等」という。)についても、本人確認 を行わなければならない。
- 3 顧客等が国、地方公共団体、人格のない社団又は財団その他の政令で定めるものである場合には、 当該顧客等のために当該特定事業者との間で現に特定取引の任に当たっている自然人を顧客等とみ なして、第一項の規定を適用する。
- 4 顧客等(前項の規定により顧客等とみなされる自然人を含む。以下同じ。)及び代表者等は、特定 事業者が本人確認を行う場合において、当該特定事業者に対して、顧客等又は代表者等の本人特定事 項を偽ってはならない。

(司法書士等の特定業務)

- 第九条 法第四条第一項の表第二条第二項第四十号に掲げる者の項の中欄各号列記以外の部分に規定 する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。
 - 一 租税の納付
 - 二 罰金、科料、追徴に係る金銭又は保釈に係る保証金の納付
 - 三 過料の納付
 - 四 成年後見人、保険業法第二百四十二条第二項又は第四項の規定により選任される保険管理人その 他法律の規定により人又は法人のために当該人又は法人の財産の管理又は処分を行う者として裁 判所又は主務官庁により選任される者がその職務として行う当該人又は法人の財産の管理又は処 分
- 2 法第四条第一項の表第二条第二項第四十号に掲げる者の項の中欄第二号に規定する政令で定める 会社の組織、運営又は管理に関する行為又は手続は、次の各号に掲げる会社の区分に応じ、当該各号 に定める事項に関する行為又は手続とする。
 - 株式会社 次のいずれかの事項
 - イ 設立
 - ロ 組織変更、合併、会社分割、株式交換又は株式移転
 - ハ 定款の変更
 - ニ 取締役若しくは執行役の選任又は代表取締役若しくは代表執行役の選定
 - 二 持分会社 次のいずれかの事項
 - イ 設立
 - ロ 組織変更、合併又は合同会社にあっては、会社分割
 - ハ 定款の変更
 - ニ 業務を執行する社員又は持分会社を代表する社員の選任
- 3 法第四条第一項の表第二条第二項第四十号に掲げる者の項の中欄第二号に規定する会社以外の法 人、組合又は信託であって政令で定めるものは、次に掲げるものとする。
 - 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第百九十八号)第二条第十二項に規定する投資法人

- 二 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第二条第二項に規定する特定非営利活動法人
- 三 資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)第二条第三項に規定する特定目的会社
- 四 民法 (明治二十九年法律第八十九号) 第六百六十七条に規定する組合契約によって成立する組合
- 五 商法 (明治三十二年法律第四十八号) 第五百三十五条に規定する匿名組合契約によって成立する 匿名組合
- 六 投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成十年法律第九十号)第二条第二項に規定する投資 事業有限責任組合
- 七 有限責任事業組合契約に関する法律(平成十七年法律第四十号)第二条に規定する有限責任事業 組合
- 八 信託法第二条第十二項に規定する限定責任信託
- 4 法第四条第一項の表第二条第二項第四十号に掲げる者の項の中欄第二号に規定する政令で定める 行為又は手続は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項に関する行為又は手続とする。
 - 一 前項第一号に掲げる法人 次のいずれかの事項
 - イ 設立
 - 口合併
 - ハ 規約の変更
 - ニ 執行役員の選任
 - 二 前項第二号に掲げる法人 次のいずれかの事項
 - イ設立
 - 口合併
 - ハ 定款の変更
 - ニ 理事の選任
 - 三 前項第三号に掲げる法人 次のいずれかの事項
 - イ設立
 - ロ 定款の変更
 - ハ 取締役の選任又は代表取締役の選定
 - 四 前項第四号から第七号までに掲げる組合 組合契約の締結又は変更
 - 五 前項第八号に掲げる信託 次のいずれかの事項
 - イ信託行為
 - ロ 信託の変更、併合又は分割
 - ハ 受託者の変更

(司法書士等の特定取引)

- 第十条 法第四条第一項の表第二条第二項第四十号に掲げる者の項から第二条第二項第四十三号に掲 げる者の項までに規定する政令で定める取引は、次の各号のいずれかに該当する取引とする。
 - 一 特定受任行為の代理等(法第四条第一項の表第二条第二項第四十号に掲げる者の項の中欄第三号 に掲げる財産の管理又は処分に係る特定受任行為の代理等にあっては、当該財産の価額が二百万円 以下のものを除く。)を行うことを内容とする契約の締結(犯罪による収益の移転に利用されるお それがない取引として主務省令で定めるもの及び本人確認済みの顧客等との取引を除く。)
 - 二 特定受任行為の代理等を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約に基づく取引のうち、 なりすまし等が疑われる取引に該当するもの

(本人確認方法)

- 第三条 犯罪による収益の移転防止に関する法律(以下「法」という。)第四条第一項に規定する主務 省令で定める方法は、次の各号に掲げる顧客等(同項に規定する顧客等をいい、同条第三項の規定に より顧客等とみなされる自然人(以下「みなし顧客等」という。)を含む。以下同じ。)又は代表者等 (同条第二項に規定する代表者等をいう。以下同じ。)の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方 法とする。
 - 一 自然人である顧客等(次号に掲げる者を除く。)又は代表者等 次に掲げる方法のいずれか
 - イ 当該顧客等又は代表者等から本人確認書類(次条に規定する書類をいう。以下同じ。)のうち 同条第一号又は第四号に定めるもの(同条第一号ロ及びトに掲げるものを除く。)の提示(当該 顧客等の同条第一号へに掲げる書類(一を限り発行又は発給されたものを除く。ロにおいて同 じ。)の代表者等からの提示を除く。)を受ける方法
 - ロ 当該顧客等又は代表者等から本人確認書類のうち次条第一号ロ、へ又はトに掲げるものの提示 (同号へに掲げる書類の提示にあっては、当該顧客等の当該書類の代表者等からの提示に限る。) を受けるとともに、当該本人確認書類に記載されている当該顧客等又は代表者等の住居にあて て、預金通帳その他の当該顧客等又は代表者等との取引に係る文書(以下「取引関係文書」とい う。)を書留郵便若しくはその取扱いにおいて引受け及び配達の記録をする郵便又はこれらに準 ずるもの(以下「書留郵便等」という。)により、その取扱いにおいて転送をしない郵便物又は これに準ずるもの(以下「転送不要郵便物等」という。)として送付する方法
 - ハ 当該顧客等又は代表者等から本人確認書類のうち次条第一号又は第四号に定めるもの又はその写しの送付を受けて当該本人確認書類又はその写し(特定事業者(法第二条第二項に規定する特定事業者をいう。以下同じ。)が作成した写しを含む。)を第九条の規定により本人確認記録(法第六条第一項に規定する本人確認記録をいう。以下同じ。)に添付するとともに、当該本人確認書類又はその写しに記載されている当該顧客等又は代表者等の住居にあてて、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法
 - こ その取扱いにおいて名あて人本人若しくは差出人の指定した名あて人に代わって受け取ることができる者に限り交付する郵便又はこれに準ずるもの(特定事業者に代わって住居を確認し、本人確認書類の提示を受け、並びに第十条第一項第一号、第三号(括弧書を除く。)及び第九号に掲げる事項を特定事業者に伝達する措置がとられているものに限る。)により、当該顧客等又は代表者等に対して、取引関係文書を送付する方法
 - ホ 当該顧客等又は代表者等から、電子署名及び認証業務に関する法律(平成十二年法律第百二号。 以下この項において「電子署名法」という。)第四条第一項に規定する認定を受けた者が発行し、 かつ、その認定に係る業務の用に供する電子証明書(当該顧客等又は代表者等の氏名、住居及び 生年月日の記録のあるものに限る。)及び当該電子証明書により確認される電子署名法第二条第 一項に規定する電子署名が行われた特定取引(法第四条第一項に規定する特定取引をいう。以下 同じ。)に関する情報の送信を受ける方法
 - へ 当該顧客等又は代表者等から、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律(平成十四年法律第百五十三号。以下この号において「公的個人認証法」という。)第三条第六項の規定に基づき都道府県知事が発行した電子証明書(以下この号において「公的電子証明書」という。)及び当該公的電子証明書により確認される公的個人認証法第二条第一項に規定する電子署名が行われた特定取引に関する情報の送信を当該公的電子証明書により確認される同項に規定する電子署名が行われた特定認証業務(電子署名法第二条第三項に規定する特定認証業務をいう。以下この号において同じ。)の利用の申込みに関する情報の送信と同時に受ける方法(特定事業者

が公的個人認証法第十七条第四項に規定する署名検証者である場合に限る。この場合において、 当該特定事業者が同条第一項に規定する行政機関等であるときは、当該申込みに関する情報につ いては送信を受けることを要しない。)

- ト 当該顧客等又は代表者等から、公的個人認証法第十七条第一項に規定する総務大臣の認定を受けた者であって、同条第四項に規定する署名検証者である者が発行し、かつ、当該認定を受けた者が行う特定認証業務の用に供する電子証明書(当該顧客等又は代表者等の氏名、住居及び生年月日の記録のあるものに限り、当該顧客等又は代表者等に係る公的個人認証法第三条第三項に規定する利用者確認が、当該顧客等又は代表者等から、公的電子証明書及びへに規定する申込みに関する情報の送信を受ける方法又は電子署名及び認証業務に関する法律施行規則(平成十三年総務省、法務省、経済産業省令第二号)第五条第一項各号に規定する方法により行われて発行されるものに限る。)及び当該電子証明書により確認される電子署名法第二条第一項に規定する電子署名が行われた特定取引に関する情報の送信を受ける方法
- チ 令第八条第一項第一号ハからヨまでに掲げる取引並びに同項第二号及び第三号に定める取引 のうち、特定の預金又は貯金口座における口座振替の方法により決済されるものにあっては、当 該口座が開設されている他の特定事業者が当該預金又は貯金口座に係る同項第一号イに掲げる 取引を行う際に当該顧客等又は代表者等の本人確認(法第四条第一項に規定する本人確認をい う。以下同じ。)を行い、かつ、当該本人確認に係る本人確認記録を保存していることを確認す る方法(この方方法を用いようとする特定事業者と当該他の特定事業者が、あらかじめ、この方 法を用いることについて合意をしている場合に限る。)
- 二 法第四条第一項に規定する外国人である顧客等(第五条第一項第一号に掲げる特定取引に係る者に限る。) 当該顧客等から旅券等(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第二条第五号に掲げる旅券又は同条第六号に掲げる乗員手帳をいい、当該顧客等の氏名及び生年月日の記載があるものに限る。以下同じ。)であって、第五条第一項第一号に定める事項の記載があるものの提示を受ける方法
- 三 法人である顧客等 次に掲げる方法のいずれか
 - イ 当該法人の代表者等から本人確認書類のうち次条第二号又は第四号に定めるものの提示を受ける方法
 - ロ 当該法人の代表者等から本人確認書類のうち次条第二号若しくは第四号に定めるもの又はその写しの送付を受けて当該本人確認書類又はその写し(特定事業者が作成した写しを含む。)を第九条の規定により本人確認記録に添付するとともに、当該本人確認書類又はその写しに記載されている当該顧客等の本店、主たる事務所、支店(会社法(平成十七年法律第八十六号)第九百三十三条第三項の規定により支店とみなされるものを含む。)又は日本に営業所を設けていない外国会社の日本における代表者の住居(以下「本店等」という。)にあてて、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法
 - ハ 当該法人の代表者等から、商業登記法(昭和三十八年法律第百二十五号)第十二条の二第一項 及び第三項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書及び当該電子証明書により確認される 電子署名法第二条第一項に規定する電子署名が行われた特定取引に関する情報の送信を受ける 方法
 - ニ 第一号チに掲げる方法
- 2 特定事業者は、顧客等又は代表者等について、前項第一号イからハまで又は第三号イ若しくは口に 掲げる方法により本人確認を行う場合において、当該顧客等若しくは代表者等から提示若しくは送付

を受けた本人確認書類若しくはその写しに記載されている当該顧客等若しくは代表者等の住居若しくは本店若しくは主たる事務所の所在地が現在のものでないとき又は当該顧客等若しくは代表者等から提示若しくは送付を受けた旅券等若しくはその写しに当該顧客等若しくは代表者等の住居の記載がないときは、当該顧客等又は代表者等から、次に掲げる書類(領収日付の押印又は発行年月日の記載のあるもので、その日が特定事業者が提示又は送付を受ける日前六月以内のものに限る。)のいずれかの提示を受け、又は当該書類若しくはその写しの送付を受けて当該書類若しくはその写し(特定事業者が作成した写しを含む。)を第九条の規定により本人確認記録に添付することにより、当該顧客等又は代表者等の現在の住居又は本店若しくは主たる事務所の所在地を確認することができる。

- 一 本人確認書類
- 二 国税又は地方税の領収証書又は納税証明書(前号に掲げるものを除く。)
- 三 所得税法第七十四条第二項に規定する社会保険料の領収証書 (第一号に掲げるものを除く。)
- 四 公共料金(日本国内において供給される電気、ガス及び水道水その他これに準ずるものに係る料金をいう。)の領収証書(第一号に掲げるものを除く。)
- 五 顧客等又は代表者等が自然人である場合にあっては、前各号に掲げるもののほか、官公庁から発 行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該顧客等又は代表者等の氏名及び住居 の記載のあるもの
- 六 第一号に掲げるもののほか、日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、同号に掲げるものに準ずるもの(当該顧客等又は代表者等が自然人の場合にあってはその氏名及び住居、法人の場合にあってはその名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載のあるものに限る。)
- 3 特定事業者は、法人である顧客等について、第一項第三号ロに掲げる方法により本人確認を行う場合において、当該本人確認書類又はその写しに記載されている当該顧客等の本店等に代えて、前項各号に掲げる書類(領収日付の押印又は発行年月日の記載のあるもので、その日が特定事業者が提示又は送付を受ける目前六月以内のものに限る。)のいずれかの提示を受け、又は当該書類若しくはその写しの送付を受けて当該書類若しくはその写し(特定事業者が作成した写しを含む。)を第九条の規定により本人確認記録に添付するとともに、当該書類又はその写しの記載により当該顧客等の営業所であると認められる場所にあてて取引関係文書を送付することができる。
- 4 特定事業者は、みなし顧客等について、第一項第一号ロから二までに掲げる方法により本人確認を 行う場合において、当該みなし顧客等の住居に代えて、第二項各号に掲げる書類(領収日付の押印又 は発行年月日の記載のあるもので、その日が特定事業者が提示又は送付を受ける日前六月以内のもの に限る。)のいずれかの提示を受け、又は当該書類若しくはその写しの送付を受けて当該書類若しく はその写し(特定事業者が作成した写しを含む。)を第九条の規定により本人確認記録に添付すると ともに、当該書類又はその写しの記載により国等(法第四条第三項に規定する政令で定めるものであ って、令第十二条第三号若しくは第七号又は第八条第六号から第十号までに掲げるもの以外のものを いう。以下同じ。)の本店等若しくは営業所又は当該みなし顧客等の所属する官公署であると認めら れる場所にあてて取引関係文書を送付することができる。
- 5 特定事業者は、第一項第一号ロ若しくはハ又は第三号ロに掲げる方法により本人確認を行う場合において、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付することに代えて、次に掲げるいずれかの方法によることができる。
 - 当該特定事業者の役職員が本人確認書類又はその写しに記載されている当該顧客等又は代表者等の住居又は本店等に赴いて当該顧客等又は代表者等に取引関係文書を交付すること。

- 二 当該特定事業者の役職員が、第二項各号に掲げる書類(領収日付の押印又は発行年月日の記載のあるもので、その日が特定事業者が提示又は送付を受ける日前六月以内のものに限る。)のいずれかの提示を受け、又は当該書類若しくはその写しの送付を受けて当該書類若しくはその写し(特定事業者が作成した写しを含む。)を第九条の規定により本人確認記録に添付するとともに、当該書類又はその写しの記載により当該顧客等の本店等若しくは営業所又は当該みなし顧客等の所属する官公署であると認められる場所に赴いて当該顧客等又は代表者等に取引関係文書を交付すること。
- 6 前各項の規定にかかわらず、令第十一条第一項各号の規定中「本人確認」を「特定取引以外の取引 (法第四条第一項に規定する特定業務以外の業務に係るものを含む。)に際して行った本人確認に相 当する確認」と、「本人確認記録」を「本人確認記録に相当する記録」と読み替えた場合における当 該顧客等との取引については、第七条第一項に定める方法により既に本人確認に相当する確認を行っ ていることを確認するとともに本人確認記録に相当する記録を本人確認記録として保存する方法に より本人確認を行うことができる。ただし、取引の相手方が本人確認に相当する確認に係る顧客等に なりすましている疑いがある場合における当該取引又は本人確認に相当する確認が行われた際に本 人特定事項(法第四条第一項に規定する本人特定事項をいう。以下同じ。)を偽っていた疑いがある 顧客等との取引に該当する取引については、この限りでない。

(本人確認書類)

- 第四条 前条第一項に規定する方法において、特定事業者が提示又は送付を受ける書類は、次の各号に 掲げる区分に応じてそれぞれ当該各号に定める書類のいずれかとする。ただし、第一号へからホまで に掲げる本人確認書類及び第三号に定める本人確認書類並びに有効期間又は有効期限のある第一号 へ及びト、第二号ロに掲げる本人確認書類並びに第四号に定める本人確認書類にあっては特定事業者 が提示又は送付を受ける日において有効なものに、その他の本人確認書類にあっては特定事業者が提 示又は送付を受ける日前六月以内に作成されたものに限る。
 - 自然人(第三号及び第四号に掲げる者を除く。) 次に掲げる書類のいずれか
 - イ 特定取引を行うための申込み又は承諾に係る書類に顧客等が押印した印鑑に係る印鑑登録証 明書
 - ロ 印鑑登録証明書(イに掲げるものを除く。)、外国人登録原票の写し、外国人登録原票の記載 事項証明書(地方公共団体の長の外国人登録原票に登録された事項を証する書類をいう。)、戸 籍の謄本若しくは抄本(戸籍の附票の写しが添付されているものに限る。)、住民票の写し又は 住民票の記載事項証明書(地方公共団体の長の住民基本台帳の氏名、住所その他の事項を証す る書類をいう。)
 - ハ 国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療若しくは介護保険の被保険者証、健康 保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合員証又は 私立学校教職員共済制度の加入者証(当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるもの に限る。)
 - 二 国民年金法第十三条第一項に規定する国民年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当 証書、母子健康手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳又は戦傷病者手帳 (当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限る。)
 - ホ 道路交通法 (昭和三十五年法律第百五号) 第九十二条第一項に規定する運転免許証、外国人 登録証明書、住民基本台帳法 (昭和四十二年法律第八十一号) 第三十条の四十四第一項に規定 する住民基本台帳カード (当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限る。) 又

は旅券等

- へ イからホまでに掲げるもののほか、官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに 類するもので、当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があり、かつ、当該官公庁が当該 自然人の写真をはり付けたもの
- ト イからへまでに掲げるもののほか、官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに 類するもので、当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるもの
- 二 法人 (第四号に掲げる者を除く。以下この号において同じ。) 次に掲げる書類のいずれか
 - イ 当該法人の設立の登記に係る登記事項証明書(当該法人が設立の登記をしていないときは、当 該法人を所轄する行政機関の長の当該法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地を証する 書類)又は印鑑登録証明書(当該法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるも のに限る。)
 - ロ イに掲げるもののほか、官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、 当該法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるもの
- 三 前条第一項第二号に掲げる者旅券等

(本人確認済みの顧客等との取引等)

- 第十一条 第八条及び前条第一号に規定する「本人確認済みの顧客等との取引」とは、次に掲げる場合における顧客等(法第四条第三項の規定により顧客等とみなされる自然人を含む。以下この項(第二号、第四号及び第六号を除く。)及び次項において同じ。)との取引であって、当該特定事業者(第三号及び第四号に掲げる場合にあっては、これらの号に規定する他の特定事業者)が、主務省令で定めるところにより、当該顧客等が既に本人確認を行っている顧客等であることを確かめる措置をとったものをいう。
 - 当該特定事業者が顧客等について既に本人確認を行っており、かつ、当該本人確認について本人確認記録を保存している場合
 - 二 当該特定事業者が次条各号(第三号を除く。以下この項において同じ。)に掲げるものと既に取引を行ったことがあり、その際に法第四条第三項の規定により顧客等とみなされる自然人について本人確認を行っており、かつ、当該本人確認について本人確認記録を保存している場合
 - 三 当該特定事業者が他の特定事業者に委託して第八条第一項第一号に定める取引(同号ムに該当するものを除く。次号において同じ。)を行う場合において、当該他の特定事業者が顧客等について 既に本人確認を行っており、かつ、当該本人確認について本人確認記録を保存している場合
 - 四 当該特定事業者が他の特定事業者に委託して第八条第一項第一号に定める取引を行う場合において、当該他の特定事業者が次条各号に掲げるものと既に取引を行ったことがあり、その際に法第四条第三項の規定により顧客等とみなされる自然人について本人確認を行っており、かつ、当該本人確認について本人確認記録を保存している場合

五~六 省略

(顧客等について既に本人確認を行っていることを確認する方法)

第七条 令第十一条第一項に規定する主務省令で定める方法は、次の各号に掲げることのいずれかにより顧客等(国等である場合にあっては、みなし顧客等又は当該国等(令第十二条第三号に掲げるものを除く。)。以下この条において同じ。)が本人確認記録(住居又は本店若しくは主たる事務所の所在地その他これらに準ずるものが記録されているものに限る。以下この条において同じ。)に記録されている顧客等と同一であることを確認するとともに、当該確認を行った取引に係る第十四条第一号か

ら第三号までに掲げる事項を記録し、当該記録を当該取引の行われた日から七年間保存する方法とする。ただし、特定事業者(令第十一条第一項第三号及び第四号に掲げる場合には、これらの号に規定する他の特定事業者)が顧客等又は代表者等と面識がある場合その他の顧客等が本人確認記録に記録されている顧客等と同一であることが明らかな場合は、この限りでない。

- 預貯金通帳その他の顧客等が本人確認記録に記録されている顧客等と同一であることを示す書類その他の物の提示又は送付を受けること。
- 二 顧客等しか知り得ない事項その他の顧客等が本人確認記録に記録されている顧客等と同一であることを示す事項の申告を受けること。
- 2 前項の規定は、取引の相手方が当該本人確認に係る顧客等になりすましている疑いがある場合における当該取引又は当該本人確認が行われた際に本人特定事項を偽っていた疑いがある顧客等との取引については、適用しない。

(本人確認記録の作成義務等)

- 第六条 特定事業者は、本人確認を行った場合には、直ちに、主務省令で定める方法により、本人特定 事項、本人確認のためにとった措置その他の主務省令で定める事項に関する記録(以下「本人確認記録」という。)を作成しなければならない。
- 2 特定事業者は、本人確認記録を、特定取引に係る契約が終了した日その他の主務省令で定める日から、七年間保存しなければならない。

(取引記録等の作成義務等)

- 第七条 特定事業者(次項に規定する特定事業者を除く。)は、特定業務に係る取引を行った場合には、 少額の取引その他の政令で定める取引を除き、直ちに、主務省令で定める方法により、顧客等の本人 確認記録を検索するための事項、当該取引の期日及び内容その他の主務省令で定める事項に関する記 録を作成しなければならない。
- 2 第二条第二項第四十号から第四十三号までに掲げる特定事業者は、特定受任行為の代理等を行った場合には、その価額が少額である財産の処分の代理その他の政令で定める特定受任行為の代理等を除き、直ちに、主務省令で定める方法により、顧客等の本人確認記録を検索するための事項、当該特定受任行為の代理等を行った期日及び内容その他の主務省令で定める事項に関する記録を作成しなければならない。
- 3 特定事業者は、前二項に規定する記録(以下「取引記録等」という。)を、当該取引又は特定受任 行為の代理等の行われた日から七年間保存しなければならない。

(本人確認記録の作成方法)

- 第九条 法第六条第一項に規定する主務省令で定める方法は、次の各号に掲げる方法とする。
 - 一本人確認記録(次号に規定する添付資料を含む。第十一条第二項において同じ。)を文書、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)又はマイクロフィルム(次号ロに掲げる場合にあっては、電磁的記録に限る。)を用いて作成する方法
 - 二 次のイからハまでに掲げる場合に応じて当該イからハまでに定めるもの(以下「添付資料」という。)を本人確認記録に添付する方法
 - イ 第三条第一項第一号ハ又は第三号ロに掲げる方法により本人確認を行ったとき 当該本人確認書類又はその写し
 - ロ 第三条第一項第一号ホからトまで又は第三号ハに掲げる方法により本人確認を行ったとき

当該方法により本人確認を行ったことを証するに足りる電磁的記録

ハ 第三条第二項各号に掲げる書類又はその写しの送付を受けることにより、同項の規定により顧客等若しくは代表者等の現在の住居若しくは本店若しくは主たる事務所の所在地の確認を行ったとき又は同条第三項若しくは第四項の規定により当該各項に規定する場所の確認を行ったとき当該確認に用いた書類又はその写し

(本人確認記録の記録事項)

- 第十条 法第六条第一項に規定する主務省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。
 - 本人確認を行った者の氏名その他の当該者を特定するに足りる事項
 - 二 本人確認記録の作成者の氏名その他の当該者を特定するに足りる事項
 - 三 本人確認のために本人確認書類の提示を受けたときは、当該提示を受けた日付及び時刻(当該提示を受けた本人確認書類の写しを本人確認記録に添付し、本人確認記録と共に次条第一項に定める日から七年間保存する場合にあっては、日付に限る。)
 - 四 本人確認のために本人確認書類又はその写しの送付を受けたときは、当該送付を受けた日付
 - 五 第三条第一項第一号ロからニまで又は第三号ロに掲げる方法により本人確認を行ったときは、特 定事業者が取引関係文書を送付した日付
 - 六 第三条第五項の規定により本人確認を行ったときは、同項に規定する交付を行った日付
 - 七 本人確認を行った取引の種類
 - 八 本人確認を行った方法
 - 九 本人確認のために本人確認書類の提示を受けたときは、当該本人確認書類の名称、記号番号その 他の当該本人確認書類を特定するに足りる事項
 - 十 第三条第二項の規定により顧客等又は代表者等の現在の住居又は本店若しくは主たる事務所の 所在地の確認を行ったときは、当該確認の際に提示を受けた書類の名称、記号番号その他の当該書 類を特定するに足りる事項
 - 十一 第三条第三項又は第四項の規定により当該各項に規定する場所にあてて、取引関係文書を送付することにより本人確認を行ったときは、営業所の名称、所在地その他の当該場所を特定するに足りる事項及び当該場所の確認の際に提示を受けた書類の名称、記号番号その他の当該書類を特定するに足りる事項
 - 十二 顧客等(みなし顧客等を除く。)の本人特定事項
 - 十三 代表者等による取引のときは、当該代表者等の本人特定事項及び当該代表者等と顧客等との関係
 - 十四 みなし顧客等について本人確認を行ったときは、当該みなし顧客等の本人特定事項、当該国等 の名称その他の当該国等を特定するに足りる事項及び当該みなし顧客等と国等との関係
 - 十五 顧客等が自己の氏名及び名称と異なる名義を取引に用いるときは、当該名義並びに顧客等が自 己の氏名及び名称と異なる名義を用いる理由
 - 十六 取引記録等(法第七条第三項に規定する取引記録等をいう。以下同じ。)を検索するための口 座番号その他の事項
 - 十七 第五条第二項の規定により在留期間等の確認を行ったときは、同項に規定する旅券又は許可書 の名称、日付、記号番号その他の当該旅券又は許可書を特定するに足りる事項
- 2 特定事業者は、添付資料を本人確認記録に添付するとき又は前項第三号の規定により本人確認書類の写しを本人確認記録に添付するときは、前項各号に掲げるもののうち当該添付資料又は当該本人確認書類の写しに記載がある事項については、同項の規定にかかわらず、本人確認記録に記録しないこ

とができる。

3 特定事業者は、第一項第十二号から第十六号までに掲げる事項に変更又は追加があることを知った場合は、当該変更又は追加に係る内容を本人確認記録に付記するものとし、既に本人確認記録又は第一項第三号の規定により添付した本人確認書類の写し若しくは添付資料に記録され、又は記載されている内容(過去に行われた当該変更又は追加に係る内容を除く。)を消去してはならない。この場合において、特定事業者は、本人確認記録に付記することに代えて、変更又は追加に係る内容を別途記録し、当該記録を本人確認記録と共に保存することとすることができる。

(本人確認記録の保存期間)

- 第十一条 法第六条第二項に規定する主務省令で定める日は、取引終了日及び本人確認済み取引に係る 取引終了日のうち後に到来する日とする。
- 2 前項に規定する「取引終了日」とは、次に掲げる本人確認記録を作成した取引の区分に応じてそれ ぞれ当該各号に定める日とする。
 - 一 令第八条第一項第一号イからへまで、チからヌまで、ル(媒介又は代理を行うことを内容とする 契約を除く。)、ワ(媒介又は代理を除く。)、カ(媒介を除く。) 若しくはソからナまでに掲げる取 引、同項第二号イ、第三号イ、第五号イ若しくは第六号イに掲げる取引又は令第十条第一号に掲げる取引 当該取引に係る契約が終了した日
 - 二 令第八条第一項第一号ト、ル(媒介又は代理を行うことを内容とする契約に限る。)、ヲ、ワ(媒介又は代理に限る。)、カ(媒介に限る。)、ョからレまで、ラ若しくはムに掲げる取引、同項第二号ロ若しくは第三号ロに掲げる取引、同項第四号に定める取引、同項第五号ロ若しくは第六号ロに掲げる取引又は令第十条第二号に掲げる取引 当該取引が行われた日

(取引記録等の作成方法)

第十三条 法第七条第一項及び第二項に規定する主務省令で定める方法は、文書、電磁的記録又はマイクロフィルムを用いて作成する方法とする。

(取引記録等の記録事項)

- 第十四条 法第七条第一項及び第二項に規定する主務省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。
 - 一 口座番号その他の顧客等の本人確認記録を検索するための事項(本人確認記録がない場合にあっては、氏名その他の顧客等又は取引若しくは特定受任行為の代理等を特定するに足りる事項)
 - 二 取引又は特定受任行為の代理等の日付
 - 三 取引又は特定受任行為の代理等の種類
 - 四 取引又は特定受任行為の代理等に係る財産の価額
 - 五 財産移転(令第十三条第一項に規定する財産移転をいう。以下この号において同じ。)を伴う取引又は特定受任行為の代理等にあっては、当該取引又は特定受任行為の代理等及び当該財産移転に係る移転元又は移転先(当該特定事業者が行うのが当該財産移転に係る取引、行為又は手続の一部分である場合は、それを行った際に知り得た限度において最初の移転元又は最後の移転先をいう。以下同じ。)の名義その他の当該財産移転に係る移転元又は移転先を特定するに足りる事項
 - 六 前各号に掲げるもののほか、顧客との間で行う為替取引(本邦から外国へ向けた支払又は外国から本邦へ向けた支払に係るものを除く。)が当該取引を行う特定事業者(法第二条第二項第一号から第十五号までに掲げる特定事業者に限る。以下この号及び次号において同じ。)と移転元又は移転先に係る特定事業者(以下この号において「他の特定事業者」という。)との間の資金決済を伴

うものであり、かつ、当該取引に係る情報の授受が当該取引を行う顧客に係る特定事業者と当該他 の特定事業者との間において電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技 術を利用する方法をいう。)により行われる場合には、次のイ又は口に掲げる区分に応じてそれぞ れ当該イ又は口に定めることを行うに足りる事項

- イ 他の特定事業者への資金の支払を伴う取引である場合 他の特定事業者から当該他の特定事業者に保存されている取引記録等に基づき当該取引に係る顧客の確認を求められたときに、求められた日から三営業日以内に当該取引を特定して当該顧客の本人確認記録を検索すること(本人確認記録がない場合にあっては、求められた日から三営業日以内に当該取引を特定して氏名又は名称その他の当該顧客を特定すること)。
- ロ 他の特定事業者からの資金の受取を伴う取引である場合 他の特定事業者との間で授受される当該取引に係る情報を検索すること。

七 (省略)

(罰則)

- 第二十三条 第十六条の規定による命令に違反した者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金 に処し、又はこれを併科する。
- 第二十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処 し、又はこれを併科する。
 - 一 第十三条若しくは第十七条第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告 若しくは資料の提出をした者
 - 二 第十四条第一項若しくは第十七条第三項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- 第二十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の 業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に 対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。
 - 一 第二十三条 三億円以下の罰金刑
 - 二 第二十四条 二億円以下の罰金刑



個人《 本人用 》

取引記録 平成 年 月 日 第 号

作成日 平成 年 月 日 本人確認記録通し番号:

本人確認記録

本人確認を行った者											
本人確認記録を作成	した者										
本人確認を行った取	引の種類										
		本人特定事項	等	240 1300	ELLO	144.7	100				
	氏名 (ふりがな)										
個人	住居										
	生年月日										
		本人確認方法	等								
	□ 印鑑登録証明書	777711111111111111111111111111111111111	1								
		の写し 又は記載事項証	田書								
	□ 戸籍勝本 又は抄										
	□ 住民票の写し 又	SANTANIAN SANTAN		口 対面取引							
	□ 各種健康保険証	The state of the state of the		口原本の担	是示						
	□ 国民年金手帳・!	身体障害者手帳等			年	月	B				
	□ 運転免許証					時	分				
	□ 外国人登録証明	B									
本人確認書類	□ 住民基本台帳カー	- F		□ 取引関係	系書類の送	付					
	□ 旅券・乗員手帳			173146-6849	年	月	日				
	□ 官公庁から発行	□ 官公庁から発行又は発給された書類等				□ 本人確認書類(写し)の添付					
	□ 外国政府又は国際	祭機関が発行した書類等	F	口有	口無						
	口 その他 ()								
	名称 ()								
	発行者 ()	口 非対面取引	1						
	記号番号 ()	□ 原本又(は写しの送付	すを受け	た日付				
	口 国税又は地方税の	の領収証 又は納税証明	書		年	月	日				
	口 社会保険料の領域	汉証書		口 取引関係	系文書の送	付					
現在の住居を	□ 公共料金の領収	证書			年	月	日				
確認した方法	□ 官公庁から発行		口 取引関係	系文書の訪	間での3	を付					
(本人確認書類に 記載された住居が	口 外国政府又は国際	際機関が発行した書類等	F		年	月	日				
現在のものでない	口 その他 ()	□ 本人確	図書類(写し	の添付					
とき等)	名称 ()								
	発行者 ()								
	記号番号()								

代理人、役職員等 《 代表者等用 》

取引記録 平成 年 月 日 第 号 作成日 平成 年 月 日 本人確認記録通し番号:

本人確認記録

-	本人確認を行った者							
1	本人確認記録を作成	した者						
1	本人確認を行った取	引の種類						
1			本人特定事功	頁等				
ı		氏名(ふりがな)・名称						
1	本人	住居・所在地						
١		生年月日						
1		氏名 (ふりがな)						
١	代表者等	住居						
١		生年月日						
1			本人確認方法	去等			-	1811
た 長 音手 目系	本人確認書類	□ 戸籍機本 又は抄: □ 住民票の写し 又(□ 各種健康全手帳・身 運転免許証 □ 外国人登録証明書 □ 住民券・乗のら発行又 □ 外国政 ○ 外国政 ○ その他 (名称 (発行者 (記号番号	は記載事項証明書 体障害者手帳等 ド は発給された書類等 機関が発行した書類等	序))))	原本の提売 取引関係書 本人確認書 本の取引 する する する する する する する する する する する する する	年 勝類の 年 勝類(3 [月 写し)の添 コ 無 送付を受	けた日付
	現在の住居を 確認した方法 (本人確認書類に 記載された住居が 現在のものでない とき等)	□ 社会保険料の領収 □ 公共料金の領収記 □ 官公庁から発行又	#		取引関係の	生書の生まの	月 訪問での 月	日

法人《 本人用 》

取引記録 平成 年 月 日 第 号 作成日 平成 年 月 日 本人確認記録通し番号:

本人確認を行った者					
本人確認記録を作成した	:者				
本人確認を行った取引の)種類				
	本人	人特定事項等			
+1	名称				
本人	所在地				
	役職				
	氏名 (ふりがな) ・名称				
代表者	住居・所在地				
	生年月日				
	本人	人確認方法等	To the last of the		
	□ 登記事項証明書				
	□ 印鑑登録証明書				
	口 官公庁から発行又は発給	された書類等			
本人確認書類	口 その他 ()	口 対面取引		
	名称 ()	口 原本の提示		
	発行者 ()	年	月	日
	記号番号()		時	分
	□ 国税又は地方税の領収証	又は納税証明書	□ 取引関係書類の		120
	□ 社会保険料の領収証書		Barrelli and the second	月	B
現在の所在地を	□ 公共料金の領収証書		□ 本人確認書類(付
確認した方法	口官公庁から発行又は発給		口有	口無	
(本人確認書類に記載 された所在地が現在	口 外国政府又は国際機関が	10行した番別寺			
のものでないとき)	□ その他 (名称 (
	発行者 ()	口 非対面取引		
	記号番号(,	□ 原本又は写しの	の送付を受	けた日付
	□ 国税又は地方税の領収証	又は納税証明書	年	月	B
	□ 社会保険料の領収証書		□ 取引関係文書の	D送付	
	□ 公共料金の領収証書		年	月	В
WARREDG LOTTING CALL T	口 官公庁から発行又は発給	された書類等	□ 取引関係文書の	の訪問での	交付
営業所と認められる 場所を確認した方法	□ 外国政府又は国際機関が	発行した書類等	年	月	日
(本人確認書類に記載	口 その他 ()	□ 本人確認書類(写し)の添	付
された本店等に代えて	名称 ()			
営業所と認められる 場所に取引関係文書を	発行者 ()			
送付する方法により 確認する場合)	記号番号 ()			
Table / William	営業所の名称(
)			
	営業所の所在地(323			
)			

取引記録等

犯罪収益移転防止法 第7条(取引記録等の作成義務等)、同法施行規則 第14条(取引記録等の記録事項)に定める取引記録について、その様式を示すもの。

- ※ 文書の他、電磁的記録又はマイクロフィルムで作成しても結構です。
- ※ 行政書士法第9条に規定する帳簿に、以下の必要項目を追加したものを作成しても結構です。

No.	帳簿の受託 番号 *1	本人確認記 録の通し番 号 *2	取引の年月日	取引の種類 (取引形態)	取引に係る財産の価額	財産の移転元又は移 転先の名義

^{*1:}帳簿(事件簿)の受託番号(都道府県行政書士法施行細則に定められた記載事項)は、取引記録等から帳簿の事件を容易に検索できるようにするために記入するもの。

^{*2:}本人確認記録の通し番号は、取引記録等から本人確認記録を容易に検索できるようにするために記入するもの。

日本行政書士会連合会

犯罪収益移転防止法ガイドライン検討特別委員会名簿

委員長 田宮 章 (日行連副会長)

副委員長 小 関 典 明 (第一業務部部員)

委員伊藤庄吉 (法規部部長)

委 員 宮川 外茂次 (総務部次長)

委 員 竹 内 波美男 (第三業務部次長)

委員 丹野豊子 (総務部部員)

委員江尻光明 (第二業務部専門委員)

